

【分娩の予約・限度額適用認定証・出産育児一時金について】

1. 分娩の予約

妊娠 20 週までに入院の申し込みをお済ませください。

1) 必要な書類

- ①産科分娩予約申込書
- ②胎児 ID 発行依頼書
- ③産科医療補償制度登録証*

2) 書類の提出場所

1 階入退院支援センター

受付時間：平日 9:00～17:00

10～11 時、13～14 時は、混雑ピークのためお待たせすることがあります。

*産科医療補償制度

当センターは、産科医療補償制度の加入医療機関です。当センターでご出産される場合、産科医療補償制度登録証の提出が必須です。

前医で記載し、提出済の方も新たな登録が必要になります。前医の本人控えと併せて提出してください。

2. 限度額適用認定証

帝王切開分娩や長期の管理入院の場合、入院診療費が高額になります。そうした入院の場合に有効となるのが、限度額適用認定証です。

1) 申請方法

申請書類が加入している保険組合ごとに異なります。

- ①国民健康保険の方はお住まいの市区町村窓口
 - ②社会保険組合の方は、会社の担当部署もしくは保険組合
- それぞれ直接申請書を請求してください。

2) 提出時期・場所：

入院中に 1 階入院受付に提出してください。退院後のお取り扱いは出来ません。

3. 出産育児一時金

本制度に合意した場合、出産費用から本人の支払い負担が軽減される制度です。合意されない場合は、分娩費用全額を支払い、加入する保険組合に対し出産育児一時金を申請いただきます。

1) 手続き方法

合意文書は、合意如何に関わらず入院当日に入院受付へご提出ください。

提出いただいた合意文書は、病院印を押印し、退院後 2 週間以内に請求書・出産費用明細書と併せて郵送いたします。合意しない場合の出産育児一時金申請で、本書の写しが必要となります。

なお、一旦お支払いいただいた後に合意する・しないを変更することはできません。